

岩手県口腔の健康づくり推進条例（案）のあらまし

【前文】** 条例制定の背景と目指す姿 **

- ・口腔の健康は、健康で豊かな人生を送るうえで基礎的かつ重要な役割を果たしている。
- ・本県ではこれまで、8020運動等により口腔の健康づくりに取り組んできたが、乳幼児や児童・生徒のむし歯有病率が高いこと、成人に重度歯周病のり患者が増加していることなどの課題があり、口腔の健康づくりの一層の促進が求められている。
- ・東日本大震災津波においては、地域の多くの歯科診療施設が被災し、避難所生活では口腔の衛生確保が非常に難しい状況にあった。失われた口腔保健サービスの提供体制を早急に整備し、平時から災害に備えた体制を構築しておく必要がある。
- ・県民一人ひとりが主体的に口腔の健康づくりに取り組み、県民誰もが居住する地域にかかわらず、適切な口腔保健サービスを受けられることができる環境が整備されることにより、生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会を目指してこの条例を制定する。

【第1条】** 条例制定の目的 **

- ◆基本理念、県、市町村及び関係者の責務等、施策の基本となる事項を定め、口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することにより県民の健康の保持増進に寄与すること

【第2条】** 口腔の健康づくりに関する施策の基本理念 **

- ◆県民の主体的な取組を促進すること
- ◆県内全ての地域で生涯を通じて口腔保健サービスを受けられることができる環境の整備を推進すること

【第3条～第7条】** 各主体の責務等 **

| 主体 | 責務等 |
|----------|--|
| 県 | ・口腔の健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定、実施すること。 |
| 県民 | ・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、理解を深めるよう努めること。 ・主体的に口腔の健康づくりに取り組むよう努めること。 |
| 歯科医師等 | ・県、市町村の口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めること ・保健医療等関係者と連携し、適切な口腔保健サービスを提供するよう努めること |
| 市町村 | ・県等と連携し、口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定、実施するよう努めること。 |
| 保健医療等関係者 | ・それぞれの業務において口腔の健康づくりに取り組むとともに、県、市町村の口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めること。 ・（事業者）従業員の歯科検診の機会の確保等に努めること ・（保険者）被保険者の歯科検診の受診の促進等に努めること |

※歯科医師等：歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者

※保険医療等関係者：保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の口腔の健康づくりに関連する業務に携わる者（歯科医師等を除く）

【第8条】** 口腔の健康づくりに
関する基本的な施策 **

- ◆県は基本的な施策として、次の施策を実施すること
 - ①妊婦及び乳幼児の歯科保健に係る相談、指導等に関すること
 - ②幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の予防対策に関すること
 - ③成人の歯周病の予防対策に関すること
 - ④高齢者及び介護を要する者の口腔機能の維持向上対策に関すること
 - ⑤障がいのある者のむし歯及び歯周病の予防対策、歯科検診の体制整備に関すること
 - ⑥口腔の健康づくりの推進に携わる者の確保及び資質の向上に関すること
 - ⑦災害発生時における口腔衛生の確保及び平時における災害に備えた口腔保健サービスの提供体制の確立に関すること
 - ⑧東日本大震災津波の被災地域における口腔保健サービスの提供体制の整備に関すること
 - ⑨その他口腔の健康づくりの推進に必要な施策に関すること

【第9条】** 口腔の健康づくりの推進に関する実施計画の策定 **

- ◆知事は、口腔の健康づくりの推進に関する実施計画を定めること
- 実施計画は、基本的方針、目標及び施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項を定めること
- 実施計画を定めようとするときは、あらかじめ県民の意見を聴かなければならないこと（計画変更の場合も同様）
- 実施計画を定めたときは、公表すること（計画変更の場合も同様）

【第10条】** 「いい歯の日」 **

- ◆口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、県民の主体的な口腔の健康づくりの取組を促進するため「いい歯の日」を設けること
- 「いい歯の日」は、11月8日とすること。
- 県は、市町村等と連携し、8020運動の普及啓発に努めること

【第11条】** 口腔保健の実態に関する調査の実施 **

- ◆県は、県民の口腔の保健の実態について、概ね5年ごとに調査を行うこと

【第12条】** 市町村に対する支援 **

- ◆県は、市町村が基本的な計画を定めようとするときや施策を策定、実施しようとするときは、必要に応じて情報の提供、専門的な助言等の支援を行うこと

【第13条】** 財政上の措置 **

- ◆県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること

【附則】** 施行期日 ** ◆本条例は、平成25年4月1日から施行すること